

# 成形伸縮目地材標準施工マニュアル

## 1. 総則

### 1-1 適用範囲

- (1) 本施工マニュアルは、建築物の屋根、開放廊下、ベランダ、エントランス、駐車場などに施工するメンブレン防水層（以下防水層という）を保護する目的で打設する現場打ちコンクリート保護層のムーブメントを緩衝するために使用される成形伸縮目地材の施工に適用する。  
メンブレン防水層とは、アスファルト防水層、改質アスファルト防水層、シート防水層、塗膜防水層などである。
- (2) 本施工マニュアルは、防水層が施工されて検査終了後、防水層上面に絶縁用シートが敷き込まれた状態で、2.「下地となる防水層」、3.「材料」、4.「材料・機器類の保管及び取扱い」、5.「計画・工程管理及び作業環境、防水層の確認」、6.「成形伸縮目地材の施工」、7.「立上り緩衝材の取付け」、8.「据付けモルタルの取付け」、9.「溶接金網の敷込み」、10.「目地立て施工完了後の点検と損傷防止の注意事項」、11.「現場打ちコンクリートの打設」、12.「特記仕様」の各項に基づいた施工に適用するものである。
- (3) 本施工マニュアルは、成形伸縮目地工業会を構成する加盟会社の製造販売する製品に関して、標準的な施工に適用するものである。

### 1-2 用語

本施工マニュアルで用いる用語を次のように定義する。

成形伸縮目地材：成形伸縮目地材の基本構造は、現場打ちコンクリート保護層のムーブメントを緩衝する目地本体と本体頂部のキャップから構成される。なお、これら目地本体を支持するベースと一体になったものもある。

目地本体：主として合成樹脂の発泡体から成り、現場打ちコンクリート保護層のムーブメントを緩衝するように、所定の柔軟性、復元性を有しているものとする。

キャップ：合成ゴムや合成樹脂からなり、目地本体の頂部にあって所定の寸法安定性、耐荷重性、耐摩耗性、耐衝撃性を有しているものとする。

ベース：主として合成樹脂の発泡体からなり、目地本体を支持するために伸縮目地材の全延長にわたって使用し、防水層を傷つけないものとする。

高さ可変型：所定の高さ調整機能及びベース幅を有し、現場打ちコンクリート保護層の厚さの変化に連続して適応可能なものとする。

高さ固定型：スラブで水勾配が確保されていて、現場打ちコンクリート保護層の厚さの変化が少ない場合に適応可能なものとする。

付着層：非加硫ブチルゴムから成り、キャップと現場打ちコンクリート保護層間の水密性などを目的として用いられるものである。

アンカー部：キャップの両側面に備えたフック状アンカーで、現場打ちコンクリート保護層に投锚して伸縮目地材が伸張された時に引き離されないで、防水層面に土砂や草木の根幹が侵入することを阻止する効果があるものである。

伸縮目地：現場打ちコンクリート保護層の上面から下面までの間に伸縮目地材を介在させて、現

場打ちコンクリート保護層の膨張・収縮を緩衝する目的で設ける目地である。

**ボーダー目地** : 立上り周辺及び架台の周辺近くに設ける伸縮目地材で、立上りや架台に対して現場打ちコンクリート保護層の伸縮応力を緩衝する目的に使用される目地材である。

**据付け用ホルダー** : 合成樹脂の成形部品で、目地立てに際して目地本体を差し込んで目地立てを補助する目的に使用されるもので、目地本体の差込部と底面を備えたものである。

**高さ固定用ピン** : 合成樹脂の成形部品で、高さ可変型の伸縮目地材においてキャップと目地本体及び目地本体とベースに差し込んで、お互いを固定する目的に使用される。

**据付けモルタル** : 伸縮目地材を目地立てするとき、両側面に盛りつけて固定し、現場打ちコンクリートを打設するときに伸縮目地材が移動したり湾曲したりしないように固定する目的に使用される。

**立上り緩衝材** : 合成樹脂の発泡体を成型した部材で、平場の現場打ちコンクリート保護層の伸縮応力を立上り部の防水層に直接伝達させないための緩衝材として使用される。

**溶接金網** : 現場打ちコンクリート保護層に補強の目的で使用される。

**基準墨線** : 設計図書に示された建築物自体の基準となる墨線を表す。

**目地割り墨線** : 基準墨から寸法出しをして、伸縮目地材を立て込む中心となる墨線である。

**目地割り水系** : 目地割り墨線から寸法出しをして、伸縮目地材を立て込む基準となる水系及び現場打ちコンクリート天端のレベルを示す水系である。

## 2. 下地となる防水層

### 2-1 一般事項

#### 2-1-1 防水層の種類

メンブレン防水層及びメンブレン防水層上に設置された断熱材を下地とする。

#### 2-1-2 防水層の状態

伸縮目地材を目地立てする、施工直前の防水層及び断熱材表面の状態は、下記を標準とする。

- (1) 防水層表面は、絶縁用シートを敷き込んだ状態とする。
- (2) 平坦で、著しい反り上りや凹凸がなく、又突起物などがないこと。
- (3) 伸縮目地材の目地立てを阻害する塵埃や油脂類・汚れなどがないこと。
- (4) 立上りの際と排水溝周辺の納まりが良く、目地立てを阻害する突起物などがないこと。
- (5) 貫通パイプその他設備基礎架台周辺の納まりが良いこと。
- (6) USD 工法の場合、防水層上に断熱材が隙間なく敷設され、防水層に対して断熱材が十分な接着力で固定されていること。
- (7) USD 工法の場合、断熱材上に絶縁シートのフラットヤーンクロスを隙間なく敷き込んだ状態とする。